

平成二年七月十七日受領
答 弁 第 一 四 号

内閣衆質一一八第一四号

平成二年七月十七日

内閣総理大臣 海 部 俊 樹

衆議院議長 櫻 内 義 雄 殿

衆議院議員寺前巖君提出集合住宅の駐車場設置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員寺前巖君提出集合住宅の駐車場設置に関する質問に対する答弁書

一について

公営住宅及び公団住宅については、居住者の車両保有状況、敷地規模等を勘案し、必要な駐車場の確保に努めていると承知しているが、集合住宅一般について一律に駐車場の確保を要請することは、当該住宅の居住者、立地等の状況により駐車場を確保する必要性の程度が異なるため、過重な負担となるおそれがあり、考えていない。

二について

公営住宅を建設するための土地の取得に要する費用については国の補助の対象になっておらず、駐車場の用に供する土地の取得に要する費用のみを国の補助の対象とすることは考えていない。

三について

建築物に駐車施設の附置を義務付ける場合において、車いす利用者が使用するための駐車施設の確保が図られるよう地方公共団体を指導すること等により、身体障害者の自動車の利用に配慮した駐車場の整備に努めているところである。